兵庫県警察退職者人材センターの設置等について (一般甲) (要徹底)

平成28年3月28日 兵警務一般甲第38号

本年4月1日から地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律(平成26年法律第34号。以下「改正法」という。)及び職員の退職管理に関する条例(平成28年兵庫県条例第17号。以下「退職管理条例」という。)が施行され、その施行後においては、改正法による改正後の地方公務員法(昭和25年法律第261号)及び退職管理条例の規定に基づき、職員の退職管理の適正を確保する必要がある。

改正後の地方公務員法では、再就職した退職職員による現職の職員への働きかけの禁止、働きかけを受けた場合の職員の届出義務等が規定され、退職管理条例では、再就職した退職職員への再就職情報の届出義務等が規定されており、これらの規定は本県警察職員に対しても適用されるところ、本県警察に下記のとおり兵庫県警察退職者人材センターを設置し、在職中の求職活動を規制するとともに、再就職状況を公表するなどして退職管理の適正を確保しつつ再就職の支援を実施することとしたので、各所属長にあっては、所属職員に周知徹底されたい。

なお、本通達は、平成28年4月1日から実施する。

記

第1 趣旨

兵庫県警察職員(特定地方警務官以外の地方警務官、臨時的に任用された職員、条件付採用期間中の職員及び非常勤職員を除く。以下「職員」という。)及び退職職員(以下「職員等」という。)の再就職に係る透明性や公正性をより高めるために、兵庫県警察退職者人材センターの設置及び退職管理の適正の確保について必要な事項を定めるものとする。

第2 準拠

職員等の退職管理については、地方公務員法、退職管理条例その他別に定めのある もののほか、この通達の定めるところによる。

第3 定義

用語の意義は、次のとおりとする。

- (1) 地方警務官 警視正以上の階級にある警察官をいう。
- (2) 特定地方警務官 地方警務官のうち、兵庫県警察において巡査の階級から順次警視の階級まで昇任し、引き続き地方警務官となった者及び警察法第56条の2第1項の特定地方警務官で国家公安委員会規則で定める者を定める規則(平成19年国家公安委員会規則第27号)に規定する者をいう。
- (3) 退職職員 職員として勤務した後、兵庫県警察を定年その他の理由により離職した職員をいう。
- (4) 所属長・管理官級職員 職員の管理職手当に関する規則(昭和37年兵庫県人事委員会規則第9号。以下「管理職手当規則」という。)別表第1に掲げる区分が2種から4種までの区分である職員をいう。
- (5) 管理職員 管理職手当規則別表第1に掲げる区分が2種から5種までの区分であ

る職員をいう。

- (6) 営利企業等 営利企業及び営利企業以外の法人(国、国際機関、地方公共団体、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第2項に規定する特定独立行政法人及び特定地方独立行政法人(以下「団体等」という。)を除く。)をいう。
- (7) 利害関係企業等 営利企業等のうち、職員の職務に利害関係を有するものとして職員の退職管理に関する政令(平成20年政令第389号。以下「退職管理政令」という。) 第4条に定めるものをいう。
- (8) 契約等事務 兵庫県警察と営利企業等若しくはその子法人(職員の退職管理に関する規則(平成28年兵庫県人事委員会規則第5号)第3条に規定する子法人をいう。以下同じ。)との間で締結される売買、賃借、請負その他の契約又は営利企業等若しくはその子法人に対して行われる行政手続法(平成5年法律第88号)第2条第2号に規定する処分に関する事務をいう。
- (9) 働きかけ 営利企業等に再就職した退職職員(以下「再就職者」という。)が現職の職員に対し、再就職先の営利企業等と兵庫県警察との間の契約等事務について、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼することをいう。
- 第4 兵庫県警察退職者人材センター
 - 1 設置

警察本部に兵庫県警察退職者人材センター(以下「人材センター」という。)を置く。

2 任務

人材センターは、職員等の再就職の支援に関する事務を処理するものとする。

- 3 構成
- (1) 人材センターは、センター長、副センター長及び所要のセンター員をもって構成する。
- (2) センター長

ア センター長は、警務部警務課長をもって充てる。

イ 警務部警務課長が、特定地方警務官以外の地方警務官となった場合は、副センター長がセンター長の事務を代行する。

ウ センター長は、センター員を指揮監督し、前記2の事務を掌理する。

(3) 副センター長

ア 副センター長は、警務部厚生課長及び警務部警務課次席をもって充てる。 イ 副センター長は、センター長を補佐する。

(4) センター員

センター員は、警務部警務課調査官(警察官採用センター担当)、警務部厚生 課課長補佐(職員相談室担当)及び警務部警務課警察官採用センター上席係長又 は係長をもって充てる。

- (5) センター長は、前記(4)のセンター員のほか、再就職支援に関する事務を行うことが適当であると認められる職員がある場合は、当該職員に事務を委託することができる。
- (6) 人材センターの庶務は、警務部警務課警察官採用センターにおいて行う。
- 4 再就職手続

- (1) センター長は、職員等の採用を希望する営利企業等及び団体等(以下「求人企業等」という。)がある場合には、当該求人企業等に対し、企業等連絡票(様式第1号)の提出を求めるものとする。この場合において、センター長は、営利企業等に対し再就職する職員等に働きかけが規制されていることの確認及び所属長・管理官級職員の再就職状況を公表することについての同意の有無を確認するものとする。
- (2) センター長は、職員の退職管理に資するため、年度ごとに、当該年度に退職を予定している職員から再就職希望調査票(様式第2号)を提出させるものとする。
- (3) センター長は、求人企業等に対し、求人条件等に見合う職員等の人材に関する情報(以下「人材情報」という。)を提供するものとする。
- (4) センター長は、人材情報を提供した求人企業等から当該職員等との面接を希望 する旨の申出を受けたときは、当該職員等に対して面接の日時等を通知するもの とする。
- (5) センター長は、人材情報を提供した求人企業等から採否の結果について連絡を 求めるものとする。
- (6) センター長から事務の委託を受けた職員は、当該事務を遂行するにあたり、その状況を、逐次、センター長に報告しなければならない。
- (7) センター長は、前記3の(5)により、事務を委託した職員による再就職支援に係る状況を再就職支援委託状況書(様式第3号)により、明らかにしておくものとする。
- 5 情報の登録及び抹消
- (1) 求人情報の登録及び抹消

ア 人材センターは、前記4の(1)により提出を受けた企業等連絡票に基づき当該 求人企業等に関する情報(以下「求人情報」という。)を登録するものとする。

- イ 人材センターは、次のいずれかに該当することとなったときは、求人情報の 登録を抹消するものとする。
 - (ア) 求人企業等に再就職する職員等が決定したとき。
 - (4) 求人企業等が職員等の再就職先として適当でないと認められるとき。
- (2) 人材情報の登録及び抹消
 - ア 人材センターは、前記4の(2)により提出を受けた再就職希望調査票及び退職 職員からの要望に基づき、当該職員等の人材情報を登録するものとする。
 - イ 人材センターは、次のいずれかに該当することとなったときは、人材情報の 登録を抹消するものとする。
 - (ア) 職員等の再就職が内定したとき。
 - (イ) 職員等が人材情報の登録の抹消を申し出たとき。
 - (ウ) その他登録を継続することが適当でないと認められる事由があるとき。

第5 退職管理の適正の確保

- 1 再就職に関する制限等
- (1) 在職中の求職活動の規制

管理職員は、利害関係企業等に対し、離職後に当該利害関係企業等若しくはその子法人の地位に就くことを目的として、自己に関する情報を提供し、若しくは

当該地位に関する情報の提供を依頼し、又は当該地位に就くことを要求し、若しくは約束してはならない。ただし、人材センターから紹介を受けた利害関係企業等又はその子法人に対して行う場合及び退職管理政令第8条の定めに準じて公務の公正性の確保に支障が生じないと認められる場合並びに職員として復帰することを前提とした出向に際して行う場合はこの限りではない。

(2) 他の職員等についての再就職の依頼等の規制

職員は、営利企業等に対し、他の職員等を当該営利企業等若しくはその子法人に再就職させることを目的として、当該職員等に関する情報を提供し、若しくは当該営利企業等の地位に関する情報の提供を依頼し、又は当該職員等を当該営利企業等若しくはその子法人に再就職させることを要求し、若しくは依頼してはならない。ただし、センター員及びセンター長から事務の委託を受けた職員がその職務として行う場合並びに職員として復帰することを前提とした出向をさせることを目的として行う場合はこの限りではない。

(3) 求人企業等や職員等から相談を受けた場合の措置

センター員以外の職員が、求人企業等又は再就職を希望する職員等から再就職 に関する相談を受けた場合は、その旨を速やかにセンター長に報告しなければな らない。

2 再就職の届出

- (1) 職員は、在職中に営利企業等に再就職することが決定した場合は、再就職状況報告(届出)書(様式第4号)により、速やかにセンター長に報告しなければならない。
- (2) 退職職員は、退職後2年以内に営利企業等に再就職した場合は、再就職状況報告(届出)書により、速やかにセンター長に届け出なければならない。
- (3) センター長は、前記(1)による報告又は前記(2)による届出を受けた場合のうち、特定地方警務官及び所属長・管理官級職員の報告又は届出については、速やかに警察本部長に届け出なければならない。
- (4) センター長は、前記(1)又は(2)により再就職状況を報告又は届出をした職員等が、現職の職員に対し働きかけを行わないことを再就職状況報告(届出)書により確認するものとする。
- 3 働きかけを受けた場合の報告
- (1) 職員は、再就職者から働きかけを受けた場合は、速やかに所属長に報告しなければならない。
- (2) 所属長は、職員が再就職者から働きかけを受けた場合は、速やかに働きかけ事 案報告書(様式第5号)により、センター長に報告しなければならない。
- (3) 前記(2)の報告を受けたセンター長は、当該働きかけが地方公務員法第38条の2 第1項、第4項及び第5項並びに退職管理条例第2条に規定する依頼等に該当す る場合は、速やかに警察本部長まで報告するとともに、兵庫県人事委員会への報 告に必要な措置を執らなければならない。

4 再就職状況の公表

(1) 再就職状況の公表の対象者は、定年又は勧奨退職者のうち営利企業等に再就職した所属長・管理官級職員とし、退職後2年間における営利企業等への再就職の

状況を公表するものとする。ただし、前記第4の4の(1)の規定により、公表に同意が得られなかった場合は除くものとする。

- (2) 再就職状況を公表する項目は、退職時の職名、退職日、再就職先の名称、再就職先の役職、再就職日及び人材センター利用の有無とする。
- (3) 再就職状況の公表の時期は、毎年度6月末までの過去1年間の再就職の状況を7月末を目途に兵庫県警察ウェブサイトに掲載し、公表するものとする。
- 5 特定地方警務官への適用

特定地方警務官は、前記1の(1)及び4については、国家公務員法(昭和22年法律 第120号)の規定による。

6 保存期間

各種様式の保存期間は、再就職状況報告(届出)書については当該職員の退職後 2年、その他の様式については作成日から1年とする。

企業等連絡票

#	名		称							
事	75.	+ ;	→ y.	役	職	名				
業	代	表	者	氏		名				
所概	所	在	地	₹						
要	事	業内	容							
	採月	用(予定)	日			年	月	日		
求	役	職	名							
	業	務内	容							
4	備		考							
【連絡	格先等	等 】		•						
役	役 職 名							担当者氏名		
電	話番	号/FA	X							
① 再就職する職員等が所属長・管理官級職員である場合、退職時の職名、退職日、再就職先の名称、再就職先の役職及び再就職日が公表されることについて□ 同意する □ 同意しない										
	② 地方公務員法第38条の2の規定により、再就職する職員等による依頼等が規制されていることを確認しました。									
		年	月		日					
				<u>役</u> 耶	3名			氏名		

注 国、国際機関、地方公共団体、独立行政法人通則法第2条第2項に規定する特定独立行政 法人及び特定地方独立行政法人が提出する場合には、「①」及び「②」欄の記載は不要です。

再就職希望調査票

所	属	階	級	• 職	名		ふり 氏				^{がな} 名	
									年	月	日生 (歳)
退職	战予定年月日				年	月		日				
住	₸										る最寄駅ま	駅 ぎでの
所	自宅電話	()	携	帯電話	()		雇用	【交通手段 【所要時間		分
<u> </u>		経		験	部	F.			内	容		
主な経歴	□ 総・警系 経験内容(※ 経験部		,			生活安全			!域 例:。	□ 交通 暴力団対策		警備) 8 等
再京	就職希望		希望で	ナる		希望し	ない	(理由	:)
希旨	望職種等		再任月 警備学	É		を番相談 金融業	員 □				関係団体車教習所	
資	格等			員指導		型 □中 賃任者研]普通 \$予定			付 □無 号)) □無)
その	他参考事項等											
ж ј	以下は記入不見	 要										
採	用 月	日	企	業	等(の名	称	役	職	備		考

再就職支援委託状況書

₽.	ンター長が事務を	所	属	階級•	職名	A 氏	9.13		^{がな} 名	
委託した職員										
			年		月	日か	, Ġ			
委	託 期 間		年		月	日ま	で			
		所	属	階級•	職名	^{ふり} 氏			^{がな} 名	
	再就職支援									
	を受ける職員									
							年	月	日生(歳)
再			求人企業	等との連	絡調整					
就			企業等名 担当者)
7196				()
職			支援結果		求人	情報受理	!(企業	美等連 終	各票の受理))
					人材'	情報の提	供			
支	支援 内容				採否	結果の連	絡要求	Ż		
援			再就職相	談						
			相談受理		再就	職希望調	査票の)受理		
状			支援結果		求人	情報の提	:供			
況		□ 面接日時の通知								
					採否	結果の通	知			
	採否の結果			採用			不採月	FI		
	支援終了日			年		月	日			

再就職状況報告(届出)書

兵庫県警察退職者人材センター長 殿

所属 (退職時の所属)

階級 · 職名 氏 名

囙

下記のとおり、再就職する(した)ので報告(届出)します。

なお、再就職後においては、元警察職員としての自覚を持ち、兵庫県警察職員に対し、公務 の公正性を害するような働きかけ(地方公務員法第38条の2の規定による依頼等)を行わない ことを誓います。

記

名		称							
所	在	法	〒						
				電話番号	•			FAX	
役	職	名							
業	務内	容							
採用	月(予定)	日			年	月	日		

 発第
 号

 平成
 年
 月
 日

兵庫県警察退職者人材センター長 殿

長

働きかけ事案報告書

働きかけを	課・係	階級・職名	1	sb がな 氏 名	年	月	日 (歳)
受けた者				連絡先				
*	氏	名						
要求又にたっている。	勤務先・役	:職						
1 1 796 184 6	退職時の所属・月	職名						
要求又は 依頼の日時	年	月	日	午前・午後	時	分		
要求又は								
依頼内容								